

5月26日（火曜日）・29日（金曜日）の登校日における授業実施について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和2年5月31日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせすると共に、安全面に配慮を行ったうえで、登校日を設定し、取り組んでいるところです。このたび、大阪市教育委員会からの通知を受け、来週の標記期間に、6年生において授業を実施することとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、次のとおりに実施いたしますので、ご確認のうえ、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

なお、新型コロナウィルス感染症については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、重ねてよろしくお願い申しあげます。

また、6年生以外につきましては、これまで通りの登校日を実施いたします。

言己

1 授業実施の趣旨

臨時休業期間が長期化している現状に鑑み、年間の授業日が限られていく中において学校再開後の授業時数確保が喫緊の課題であることに加え、中学校への接続に配慮が必要な最終学年の児童が優先的に学習活動を開始できるよう配慮することが重要であることを踏まえ、新型コロナウィルス感染症予防を最大限に留意したうえで他の学年に先行して授業を再開します。

2 授業実施における6年生のグループ分け（出席番号で各学級2グループに分けます。）

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・1組Aグループ……出席番号 1番～15番 | ・2組Aグループ……出席番号 1番～15番 |
| ・1組Bグループ……出席番号16番～30番 | ・2組Bグループ……出席番号16番～28番 |

3 6年の授業実施計画

※朝の登校時間：午前8時15分～午前8時25分（全グループ共通）

5月26日（火）	1組 A (No.1～15)	1組 B (No.16～30)	2組 A (No.1～15)	2組 B (No.16～28)
活動教室	6年1組	多目的室	6年2組	図工室
8:30～8:40	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会
1限目（8:40～9:20）	国語	理科	国語	算数
9:20～9:30	休憩	休憩	休憩	休憩
2限目（9:30～10:10）	理科	国語	算数	国語
10:10～10:20	休憩	休憩	休憩	休憩
3限目（10:20～11:00）	算数	道徳	理科	道徳
11:00～11:10	休憩	休憩	休憩	休憩
4限目（11:10～11:50）	道徳	算数	道徳	理科
12:00	下校	下校	下校	下校

5月29日(金)	1組 A (No.1~15)	1組 B (No.16~30)	2組 A (No.1~15)	2組 B (No.16~28)
活動教室	6年1組	多目的室	6年2組	図工室
8:30~8:40	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会
1限目(8:40~9:20)	国語	理科	国語	算数
9:20~9:30	休憩	休憩	休憩	休憩
2限目(9:30~10:10)	理科	国語	算数	国語
10:10~10:20	休憩	休憩	休憩	休憩
3限目(10:20~11:00)	算数	社会	理科	社会
11:00~11:10	休憩	休憩	休憩	休憩
4限目(11:10~11:50)	社会	算数	社会	理科
12:00	下校	下校	下校	下校

※ 1教室あたりの児童数が「20人程度以下」となるよう、学級を分割して指導を行います。

※ 児童は登校後、各グループの定められた活動教室へ直接行きます。(児童が教室を移動することはありません。)

※ 算数科の指導は、習熟度指導担当 菅原教諭が行います。理科の指導は、理科専科 谷教諭が行います。それ以外の教科の指導は、各学級担任が行います。

4 持ち物等の連絡 ※ランドセルで登校

●国語・算数・理科の教科書とノート(両日)

●ネームペン・のり・はさみ・三角定規・コンパス・分度器(両日) ※筆箱や袋などに入れておく

●水筒

26日(火)・・・上記以外、課題(習字・漢字ドリル) ※道徳の教科書とノートは学校に置いています。

29日(金)・・・上記以外・社会の教科書とノート・課題(音読カード・漢字ドリルノート)

5 その他

- ・「授業日」ではありませんので「欠席扱い」にはなりませんが、お休みされる場合は、学校までご連絡ください。
- ・登校の際には、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。
- ・学校で健康観察表の確認をいたしますので、家庭でお子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。
 - ①お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査(核酸増幅法検査)を受検することとなった場合
 - ②お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合